

医療保険制度の概要

(平成16年7月現在)

制 度 名	保 険 者 (平成15年3月末)	加入者数 (平成15年3月末) [本 人] 家 族 千 人	保 険 給 付			財 源		老人保健医療対象者の割合 (%) (平成15年3月末)			
			医 療 給 付	現金給付	保険料率	国庫負担・補助					
健康保険	政 管 組 合	国	35,851 [18,812 17,039]	一部負担 高額療養費 入院時食事療養費 (標準負担額) ・一般 1日 780円 ・低所得者は 90日目まで 1日 650円 ・低所得者は 91日目から 1日 500円	現金給付 ・傷病手当金 ・出産育児一時金等 同 上 (附加給付あり) ・傷病手当金 ・出産育児一時金等 1級日額 130円 13級 2,640円	保険料率 8.2%	国庫負担・補助 給付費の13.0% (老健拠出金分 16.4%)	5.4			
		健康保険組合 1,674	30,569 [14,791 15,779]						同 上 (附加給付あり)	—	定 額 (予算補助)
	健康保険法 第3条第2項 被 保 険 者	国	34 [22 12]						世帯合算基準額 同一月に21,000円以上の負担が複数の場合はこれを合算して支給	・傷病手当金 ・出産育児一時金等 1級日額 130円 13級 2,640円	給付費の13.0% (老健拠出金分 16.4%)
船員保険	国	198 [73 124]	3割 ただし、3歳未満 2割	多数該当の負担軽減 12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額	同 上	9.1%	定 額	7.6			
各種 共 済	国家公務員	23共済組合	9,790 [4,434 5,356]	70歳以上 1割 (一定以上所得者は2割)	(上位所得者) 77,700円 (一般) 40,200円 (低所得者) 24,600円	—	なし	4.2			
	地方公務員等	54共済組合									
	私学教職員	1事業団									
国民健康保険	農 業 者 自営業者等	市 町 村 3,224	50,297 市町村 46,191 国保組合 166	長期高額疾病患者の負担軽減 血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額 10,000円	・出産育児一時金 ・葬 祭 費 等 (ただし 任意給付)	世帯毎に応益割 (定額)と応能 割(負担能力に 応じて)を賦課 保険者によって 賦課算定方式は 多少異なる	給付費等の 50% 給付費等の 32%~52%	25.1			
		被用者保険 の退職者							市 町 村 3,224	4,106	70~74歳 老人保健と同じ
	老人保健	[実施主体] 市 町 村	(平成15年2月末) 15,818 被用者保険 3,175 国民健康保険 12,643	1割(一定以上所得者は2割)	自己負担限度額 (一定以上所得者) 72,300円+(医療費-361,500円)×1% (多数該当の場合) 40,200円 (一般) 40,200円 (低所得者) 24,600円 (低所得者のうち特に所得の低い者) 15,000円	外来(個人ごと) 40,200円 12,000円 8,000円 8,000円	同上。 ただし、低所得者のうち特に所得の低い者 1日 300円	各医療保険 保 険 者 から 支 給	[費用負担] ・各制度の保険者 62% ・公費 38% (公費の内訳) 国:都道府県:市町村 4: 1: 1 (平成15年10月から平成16年9月末まで)	総人口に占める老人保健医療対象者の割合 (%) (平成15年2月末) 12.4	

【保険局調】

(注1) 老人保健制度の対象者は、各医療保険制度加入の75歳以上(ただし、平成14年9月30日までに70歳以上となった者を含む。)の者及び65歳以上75歳未満の寝たきり等の状態にある者。
 (注2) 国保組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については政管健保並とする。
 (注3) 低所得者：市町村民税非課税世帯に属する者等。